

## 令和7年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連 携推進支援事業に係る要望調査の概要

### 1 趣旨

農山漁村において新たな事業・雇用機会を創出する地域資源を活用した付加価値の創出に必要な取組を支援するため、要望調査を実施します。

### 2 要望調査対象事業

事業の詳細については、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）を確認すること。

事業内容	<p>① 新商品開発・販路開拓の実施          ② 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組          ③多様な地域資源を新分野で活用する取組          ④多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進          ※事業実施期間は上限2年間とする。ただし、①～④の複数の取組を実施する場合であっても、上限2年間とする。          ※①～③の取組にあつては、事業の実施と併せて取組に必要な施設（耐用年数が3年以下のものに限る。）の整備を実施できるものとする。</p>
事業実施主体	<p>・①～③の取組について          農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体          ・④の取組について          農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム</p>
交付率及び助成額	<p>・①～③の取組について          (ア) 交付率は、1/2以内とする。          (イ) 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、①から③までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合であっても、500万円とする。          (ウ) ④の取組と併せて行う場合にあつては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。          (エ) 事業と併せて行う施設整備に係る助成額の上限は、施設の</p>

	<p>整備以外の助成額よりも低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 交付率は、定額とする。</li> <li>(イ) 事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。</li> <li>(ウ) ①から③までの取組と併せて行う場合にあつては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</li> </ul> </li> </ul>
主な採択基準	<p>① 上記「事業内容」の①の取組において新商品の開発を行う場合においては、次のア及びイを満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入れ先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討がおこなわれていること。</li> <li>(イ) 食品安全に係る対策が適切に講じられていること。</li> </ul> <p>② 上記「事業内容」の①～③の取組において施設整備（耐用年数が3年以下のものに限る。）を実施する場合にあつては、次の(ア)から(エ)までの要件を全て満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 事業実施計画において施設の利用計画（以下「利用計画」という。）を作成していること。また、施設が事業の用途に必要かつ適切な規模であること。</li> <li>(イ) 事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり施設の利用及び管理がなされると認められること。</li> <li>(ウ) 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費が、事業の対象経費となっていないこと。</li> <li>(エ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく占有の許可又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく許可等、行政庁の許認可等を要する場合には、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、当該許認可を得ることが確実であること。</li> </ul>



### 3 要望期限及び提出物

(1) 要望期限

令和7年7月4日（金）

(2) 提出物

別紙様式第1号「事業実施計画書」（添付書類を含む）